

令和4年度建設工事競争入札参加資格審査申請書 提出要領（県内・県外業者共通）

鹿児島市

鹿児島市（鹿児島市水道局を除く。）が発注する建設工事の競争入札に参加を希望される方（法人又は個人）は、下記のとおり申請書を受け付けますので、必ず期限までに提出してください。

この申請書は、建設工事の施工能力審査の資料となりますので、正確かつ明瞭に記入してください。また、虚偽の記載等があった場合は、申請を却下することがあります。

なお、鹿児島市の競争入札参加者については、提出された申請書について市が行う資格審査に合格し、有資格業者名簿に登録された者でなければならないこととなっています。

記

1. 資格要件

- (1) 建設業にあつては、次のいずれにも該当する者であること
 - ア 鹿児島市建設工事等競争入札参加有資格業者名簿に登録を希望する建設工事について、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定による許可を有するものであること。
 - イ 鹿児島市建設工事等競争入札参加有資格業者名簿に登録を希望する建設工事について、法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が競争入札参加資格審査の申請をする日の1年7か月前の日以降のものであること。）を受け、法第27条の29第1項に規定する総合評定値の通知を受けている者であること。
 - ウ 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第3項に規定する適用事業所の事業主にあつては、同法第48条の規定による被保険者の資格の取得に関する届出を行っている者であること。
 - エ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条第1項に規定する適用事業所の事業主にあつては、同法第27条の規定による被保険者の資格の取得に関する届出を行っている者であること。
 - オ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業を行う事業主にあつては、同法第7条の規定による被保険者となったことの届出を行っている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (3) 鹿児島市契約規則第2条第1項の規定に該当しない者

2. 受付方法

郵送または契約課窓口に設置する専用箱へ（窓口での審査は行いません。）

提出された書類に不備等がある場合は、「仮受付」となりますので本市が指定する期日までに不足書類等を送付してください。なお、その際は、電話又はFAXで連絡いたしますので、必ず受付票に担当者の連絡先を記入してください。

3. 受付期間

令和4年2月1日（火）から同月8日（火）まで（当日消印有効）

※持参の場合は、契約課が設置する専用箱へ

4. 提出場所及び問い合わせ先

〒892-8677 鹿児島市山下町1-1番1号（本館3階）

鹿児島市 契約課 工事契約係 【電話】099-216-1163（直通）

※郵送の際は、封筒に「資格審査申請書在中」と明記すること。

5. 注意事項

- (1) 提出書類は申請日現在で作成してください。（添付書類の不備の場合は受付できません。また、受付後の修正、追加等はできませんので、提出書類が揃っているか、記入もれなどないか、提出前に再度ご確認ください。）
- (2) 証明書類は原則令和3年12月1日以降発行のものに限ります。
- (3) 綴じ込む申請書類（表1～22）は、フラットファイル（水色、A4版、市販されている紙製のもの）に「7. 提出書類」の表の順に綴じ込んでください。また、提出するファイルの表紙及び背表紙には会社名を明記してください。
- (4) この申請に基づく入札参加資格審査結果の通知及び名簿への登録は、令和4年7月を予定してい

ます。

- (5) 様式は本市ホームページからダウンロードして作成してください。窓口での配布は行いません。
また、様式は、毎年見直しを行っておりますので、必ず最新のをダウンロードしてください。
- (6) 既に本市の競争入札参加有資格業者として名簿に登載されている場合は、後日関係書類の受付を行うことから、本書類の提出は不要です。
- (7) 本市の建設工事等、物品購入等もしくは業務委託等の各入札参加有資格業者名簿のいずれかに登載されている者は、本市の小規模修繕希望者登録名簿への登録はできません。本市の小規模修繕希望者登録名簿に登載されている業者で、本申請をされた業者は、建設工事等入札参加有資格業者名簿への登載（令和4年7月予定）後、速やかに小規模修繕希望者登録の廃止届を本市契約課に提出してください。

6. 提出部数 1部

7. 提出書類

(1) 一覧（○印は必ず提出、△印は該当する場合のみ提出、×印は提出不要）

	提出書類	県内業者		県外業者		
			様式等		様式等	
綴じ込む書類（水色のA4ファイルにこの順番で綴じてください）	1	入札参加資格審査申請書	○	本市様式 1	○	本市様式に相当するものであれば、国土交通省様式等でも可
	2	営業の沿革	○	本市様式 2	×	
	3	営業所一覧表	○	//	○	
	4	技術職員名簿	○	建設業法施行規則別記様式第二十五号の十四別紙二	×	
	5	技術職員以外の職員名簿	○	本市様式 3	×	
	6	建設業許可証	○	（写し）	○	（写し）
	7	経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（副本）	○	建設業法様式第二十五号の十四（副本の写し）	○	建設業法様式第二十五号の十四（副本の写し）
	8	工事種類別完成工事高表	○	建設業法施行規則別記様式第二十五号の十四別紙一	×	
	9	工事経歴書（直前2年分）	○	建設業法施行規則別記様式第二号	○	建設業法施行規則別記様式第二号
	10	その他の審査項目（社会性等）	○	建設業法施行規則別記様式第二十五号の十四別紙三	×	
	11	納税証明書（注1）				
		①鹿児島市税	△	本市に営業所等があり納税義務がある場合（「滞納がないことの証明」・写し可）	△	本市に営業所等があり納税義務がある場合（「滞納がないことの証明」・写し可）
		②消費税及び地方消費税	○	（写し可）	○	（写し可）
	12	印鑑証明書	○	（原本）	○	（原本）
	13	使用印鑑届	△	本市様式（入札、契約で12以外の印鑑を使用する場合）	△	本市様式（入札、契約で12以外の印鑑を使用する場合。ただし、年間委任状を提出する場合は不要）
	14	労災保険料納入証明書（注1）	○	（写し可）	○	（写し可）
	15	雇用保険料納入証明書（注1）	△	（写し可）	△	（写し可）
16	健康保険に関する証明書（注1）	△	（写し可）	△	（写し可）	
17	厚生年金に関する証明書（注1）	△	（写し可）	△	（写し可）	

	18	「建設業退職金共済事業」の加入・履行証明書又は「中小企業退職金共済」への加入証明書等	○	(写し可)	○	(写し可)
	19	商業登記簿謄本等	○	(写し可)	○	(写し可)
		法人の場合		商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)		商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
		個人の場合		事業主の身分証明書		事業主の身分証明書
	20	工事用機械器具一覧表	○	本市様式4	×	
	21	本店の位置図及び社屋全景写真	○	本市様式5	×	
22	誓約書	○	本市様式	○	本市様式	

(この順番で並べて、 綴じ込まない書類 2穴パンチで左側に穴を開けてください)		受付票	○	本市様式(県内県外共通)	○	本市様式(県内県外共通)
	23	業者登録票	○	本市様式3-1~3-3 (県内業者用) ※登録票と契約書写し等を一緒に留めないこと	○	本市様式2-1~2-2 (県外業者用)
	24	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	○	(写し)	○	(写し)
	25	技術職員名簿	○	本市様式6	×	
	26	主観点数項目状況	○	本市様式7	×	
	27	年間委任状	×		△	任意様式(支社等に年間委任をする場合)
	28	営業所、業態に関する調書	△	本市様式8(市内に本店がある業者のみ)	×	
	29	建築一式工事の施工実績等に関する調書	△	本市様式9	×	
30	アスファルト舗装工事施工体制調査票	△	本市様式10(市内業者で「舗装工事」を希望し、 表層工を自社施工 する場合)	×		

(注1) 新型コロナウイルスの影響による猶予措置を受けている場合は猶予措置を受けた証明書の提出を可とします。

(2) 提出書類の記入要領等

※共通事項：添付書類については、縮小、集約、両面コピーなどして書類が少なくなるよう努め、特に指定があるもの以外は各提出書類のすぐ後ろに綴じる（並べる）こと。

※注意事項：県内業者と県外業者では「23 業者登録票」の様式が異なるので注意すること。

	提出書類	県内業者	県外業者	
綴じ込む書類 (水色のA4ファイルにこの順番で綴じてください)	1	入札参加資格審査申請書 【本市様式1】	・登録簿に記載された本店所在地を記載。 ・許可を受けている全ての工事について記入のこと。	
	2	営業の沿革【本市様式2】	・様式の注釈を参照のこと。 (不要)	
	3	営業所一覧【本市様式2】	・様式の注釈を参照のこと。	
	4	技術職員名簿 【建設業法施行規則別記様式第二十五号の十四別紙二】	・経営事項審査受審時に提出したものと同名簿(写し) ・受審後に技術職員が増えた場合は、名簿に氏名、生年月日、年齢、業種コード、有資格区分コードを加筆し、当該職員の健康保険被保険者証及び資格を証するものの写しを添付すること。また退職等した場合は、線を引き、見え消しすること。 ・当該名簿にない資格で、「綴じこまない書類」の25 技術職員名簿(本市様式6)に記載した資格については、この名簿の後ろに資格者証の写し等確認できるものを添付すること。	(不要)
	5	技術職員以外の職員名簿 【本市様式3】	・上記名簿に登録された者以外で、常用雇用している者を記入(代表者、非常勤役員は含まない。)	(不要)
	6	建設業許可証等	・申請時点で有効な建設業許可証又は建設業許可通知書若しくは建設業許可証明書の写し ・ただし、申請日時点で許可更新中の場合は、許可申請書の写し(許可行政庁の受付印のあるもの)又は許可行政庁の発行する証明書を提出すること(写し可)。	
	7	経営規模等評価申請書・総合評定値請求書(副本) 【建設業法施行規則別記様式第二十五号の十四】	・「綴じこまない書類」の24「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に対応するもの(審査基準日が同じであることを確認すること)。 ・結果通知書ではなく、総合評定値請求書の申請書副本(許可行政庁の受付印があるもの)であることに留意すること。	
	8	工事種類別完成工事高表 【建設業法施行規則別記様式第二十五号の十四別紙一】	7に同じ	(不要)
	9	工事経歴書(直前2年分) 【建設業法施行規則別記様式第二号】	7に同じ ・「綴じこまない書類」の23「業者登録票(県内業者用)」3-2(5)に記入した工事(請負代金額の最高及び次位)について、該当箇所に付せんを貼ること。	(付せん不要)
	10	その他の審査項目(社会性等) 【建設業法施行規則別記様式第二十五号の十四別紙三】	・「綴じこまない書類」の24「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に対応するもの(審査基準日が同じものであることを確認すること)。	(不要)

11	納税証明書（注1）		<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年12月1日以降発行の証明書（写し可） ・電子納税証明書による提出は不可。
	法人	(1) 鹿児島市税	・鹿児島市発行の「市税の滞納がないことの証明書」
		(2) 消費税及び地方消費税	・税務署発行の「納税証明書その3の3」（その3でも可。消費税及び地方消費税の未納がないことが確認できるもの。）
	個人	(1) 鹿児島市税	・鹿児島市発行の「市税の滞納がないことの証明書」
(2) 消費税及び地方消費税		・税務署発行の「納税証明書その3の2」（その3でも可。消費税及び地方消費税の未納がないことが確認できるもの。）	
12	印鑑証明書【原本】		<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年12月1日以降発行の原本（写し不可） 〔法人〕 法務局発行の証明書 〔個人〕 住民票のある市区町村役場発行の証明書
13	使用印鑑届【本市様式】		<ul style="list-style-type: none"> ・入札、契約等に、上記12の印鑑証明書（実印）以外の印を使用する場合に提出すること。 ・県内業者に同じ（ただし、年間委任をしている場合は、年間委任状のみで足りる。受任者が年間委任状に押印した印鑑以外を使用する場合は提出すること。）
14	労災保険料納入証明書（注1）		<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年12月1日以降に労働局等が発行する納入証明書（写し可）を提出すること。 ・令和3年12月1日以降に労働局等が発行する労災保険料納入証明書（写し可）又は「労働保険概算・確定保険料申告書」及び「納付書・領収書（第1期及び2期分）」の写しで可。
15	雇用保険料納入証明書（注1）		<ul style="list-style-type: none"> ・24の「経営規模等評価結果通知書」において加入「有」又は「除外」になっている場合は提出不要。 ・24の「経営規模等評価結果通知書」において加入「無」になっている場合は雇用保険料納入証明書等の加入がわかる書類を提出すること。
16	健康保険加入に関する証明書（注1）		<ul style="list-style-type: none"> ・24の「経営規模等評価結果通知書」において加入「有」又は「除外」になっている場合は提出不要。 ・24の「経営規模等評価結果通知書」において加入「無」になっている場合は健康保険・厚生年金保険の領収済通知書及び年金事務所への届出書等の加入がわかる書類を提出すること。
17	厚生年金加入に関する証明書（注1）		<ul style="list-style-type: none"> ・24の「経営規模等評価結果通知書」において加入「有」又は「除外」になっている場合は提出不要。 ・24の「経営規模等評価結果通知書」において加入「無」になっている場合は健康保険・厚生年金保険の領収済通知書及び年金事務所への届出書等の加入がわかる書類を提出すること。

	18	「建設業退職金共済事業」の加入・履行証明書又は「中小企業退職金共済」への加入証明書等	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年12月1日以降発行のもの。ただし、それ以前のものでも、直近の経営事項審査の際に提出したものであれば可 ・退職一時金制度又は企業年金制度を導入している場合は、当該制度を導入していることが確認できる書類（規約等）の写しを提出すること。 ・「建設業退職金共済事業」に加入しているが、購入枚数不足等で証明書が発行されない場合は理由書（任意様式、参考あり）と共済契約者証（写し可）を提出すること。 ・いずれにも加入、導入していない場合は、その理由書（任意様式、参考あり）を提出すること。 		
	19	商業登記簿謄本等	・令和3年12月1日以降発行の証明書		
		法人の場合	・法務局発行の履歴事項全部証明書（写し可、両面印刷可）		
			個人の場合	・本籍地の市区町村役場発行の身分証明書（写し可）	
	20	工事用機械器具一覧表 【本市様式4】	・様式の注釈を参照のこと。	(不要)	
	21	本店の位置図及び社屋全景写真 【本市様式5】	・写真は印画紙に限らず、デジタルカメラの画像を貼り付けたもので可。	(不要)	
22	誓約書【本市様式】	・日付、申請者欄を記入			
綴じ込まない書類 (この順番で並べて、2穴パンチで左側に穴を開けてください)		受付票	・会社名・担当者等を記入		
	23	業者登録票 (県内業者用) 【本市様式3-1~3-3】 (県外業者用) 【本市様式2-1~2-2】	<ul style="list-style-type: none"> ・様式の電子データ(Excelファイル)に詳細な記入要領を掲載しているのので、必ず熟読のうえ記載すること。 ・様式の提出枚数は、県内業者は3枚、県外業者は2枚あるので確認すること(本登録票は、縮小・集約・両面印刷不可)。 		
	24	経営規模等評価結果通知書・総合 評定値通知書(建設業法施行規則 別記様式第二十五号の十五)	<ul style="list-style-type: none"> ・写しで可。ただし、国土交通省各地方整備局長または都道府県知事の公印がある通知書の写しに限る。 ・新規業者は「新規」と右上余白に記入すること。 ・審査基準日が今回の入札参加資格審査申請日の1年7か月前の日以降のもの(令和4年2月に提出する場合は、審査基準日が令和2年7月31日以降、3月に提出する場合は、基準日が令和2年8月31日以降のものが有効)。 		
25	技術職員名簿 【本市様式6】	<ul style="list-style-type: none"> ・様式の注釈、記入例参照のこと ・「綴じ込む書類」の4技術職員名簿(経審用)の技術者と同じ順番で記入し、経営事項審査受審後に雇用した者については、まとめて最後に記入すること。 ・「23業者登録票(県内業者用)」3-1(2)工種別技術者数と整合性を図ること。 ・「綴じ込む書類」の4「技術職員名簿(経審用)」に記載のない資格も記入してよいが、この場合には、資格者証(写し)を技術職員名簿(経審用)の後ろに綴じること。 	(不要)		

26	主観点数項目状況 【本市様式7】	<ul style="list-style-type: none"> ・様式の電子データ（Excel ファイル）に詳細な記入要領を掲載しているのので、必ず熟読のうえ記入すること。 ・該当項目がない場合でも「該当なし」と記入して提出すること。 ・市内業者は希望工種に関わらず、「項目6」は必ず記入して提出すること。 ・証明等がない場合は加点対象とならないので注意すること。 	(不要)
27	年間委任状	<ul style="list-style-type: none"> ・市内業者は年間委任不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・任意様式 ・委任者及び受任者の所在地、代表者、印鑑の漏れがないか確認すること。
28	営業所、業態に関する調書 【本市様式8】	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に本店がある業者は必ず提出すること。 ・様式の注釈を参照のこと。 ・設問2以降に該当しない場合でも、設問1は必ず記入し、該当しない項目には「なし」と記入して提出すること。 	(不要)
29	建築一式工事の施工実績等に関する調書 【本市様式9】	<ul style="list-style-type: none"> ・市内業者で、令和3年7月1日付けの有資格決定通知書に記載された建築工事の等級が「A級・B級」である場合のみ提出すること。 ・詳細は様式の注釈を参照のこと。 	(不要)
30	アスファルト舗装工事施工体制調査票 【本市様式10】	<ul style="list-style-type: none"> ・市内業者で舗装工事を希望し、表層工を自社施工する場合のみ提出のこと ・詳細は様式の注釈を参照のこと。 	(不要)

(注1) 新型コロナウイルスの影響による猶予措置を受けている場合は猶予措置を受けた証明書の提出を可とします。

※ 県外業者で、国土交通省各地方整備局様式を使用する場合は、国土交通省ホームページ (<http://www.mlit.go.jp/>) → 「お問い合わせ・申請」 → 「調達情報」 → 「2-(2) 競争参加資格等」 → 「地方整備局等」 → 「競争参加資格審査申請書・申請書の手引き (令和3・4年度)」 をご覧ください。(PDFファイル)